

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号の規定の施行期日は、平成十五年七月一日とすること。

政令第二百十四号

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十五年七月一日とする。

理 由

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。